

安中市景観条例をここに公布する。

令和4年3月22日

安中市長 茂木英子

安中市条例第2号

安中市景観条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 景観計画（第6条—第8条）
- 第3章 景観法に基づく行為の制限等（第9条—第18条）
- 第4章 景観重要建造物等（第19条—第23条）
- 第5章 地区景観推進協議会（第24条）
- 第6章 表彰、助成等（第25条・第26条）
- 第7章 安中市景観審議会（第27条—第31条）
- 第8章 雑則（第32条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市の良好な景観まちづくりに関すること及び景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めることにより、本市の豊かな自然や歴史、文化等と調和した良好な景観形成を図り、もって活力にあふれ、快適に暮らせるまちづくりに資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「工作物」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第88条第1項に規定する工作物その他これらに類するもので規則で定めるものをいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

（市の責務）

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、総合的かつ計画的な施策を策定し、そ

の実施に努めなければならない。

2 市は、公共施設の整備等に当たっては、良好な景観の形成に先導的な役割を果たすよう努めなければならない。

3 市は、市民及び事業者の良好な景観の形成に関する意識を高めるため、知識の普及その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(市民及び事業者の責務)

第4条 市民は、自らが良好な景観を形成する主体であることを認識し、良好な景観の形成に積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 事業者は、自らの事業活動が良好な景観の形成に重要な役割を果たすことを認識し、その事業活動の実施に当たっては、積極的に良好な景観の形成に努めるものとする。

3 市民及び事業者は、市が行う良好な景観の形成に関する施策に協力するものとする。

(国等に対する要請)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、国若しくは地方公共団体又はこれらが設立した団体に対し、良好な景観の形成について協力を要請するものとする。

第2章 景観計画

(景観計画の策定)

第6条 市長は、法第8条第1項の規定に基づく景観計画（以下「景観計画」という。）を策定し又は変更しようとするときは、第27条に規定する安中市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(景観計画の策定又は変更を提案することができる団体)

第7条 法第11条第2項に規定する条例で定める団体は、第24条第1項に規定する地区景観推進協議会とする。

(景観重点区域)

第8条 市長は、景観計画区域のうち、特に一体的な景観の形成を図る必要があると認める地区を景観重点区域として景観計画に定めることができる。

第3章 景観法に基づく行為の制限等

(行為の景観計画への適合)

第9条 法第16条第1項各号に規定する行為をしようとする者は、当該行為を景観計画に適合させるよう努めなければならない。

(届出が必要な行為)

第10条 法第16条第1項第4号に規定する条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 屋外における物品の集積又は貯蔵で、面積が500平方メートル以上のもの
- (2) 地形の外観の変更を伴う鉱物の採掘又は土石等の採取で、面積が1,000平方メートルを超えるもの、又は法面の高さが5メートルかつ長さ10メートルを超えるもの
- (3) 広告物の表示若しくは広告物を掲出する物件の設置又はこれらの外観の変更で、高さ8メートル又は1面の表示面積が15平方メートルを超えるもの

(届出を要しない行為)

第11条 法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為は別表の左欄に掲げる区域に応じ、同表の右欄に掲げる行為とする。

(特定届出対象行為)

第12条 法第17条第1項に規定する条例で定める特定届出対象行為は、景観計画区域内で行う届出対象行為であって、法第16条第1項第1号に規定する建築等又は同項第2号に規定する建設等の行為とする。ただし、前条の規定による届出を要しない行為を除く。

(事前協議)

第13条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をしようとする者は、その届出の前に、規則で定める事前協議書を市長に提出し、協議を行わなければならない。

(行為の完了等の届出)

第14条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為が完了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の者が同項の行為を中止したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(行為に係る助言及び指導)

第15条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があつた場合において、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、

その届出に係る行為について規則で定めるところにより、必要な助言又は指導をすることができる。

(勧告に従わなかった旨の公表)

第16条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(既存建築物等に係る要請)

第17条 市長は、建築物又は工作物、空地、物品の集積等が景観計画に適合せず、かつ、良好な景観を著しく阻害していると認めるときは、その所有者又は権原に基づく占有者（以下「所有者等」という。）に対し、これらの良好な景観の形成に配慮した利用又は管理を行うように要請することができる。

(行為に係る勧告、命令等の手続)

第18条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告、法第17条第1項又は第5項の規定による命令、第15条の規定による助言又は指導、第16条の規定による公表、又は前条の規定による要請をしようとする場合において、必要があると認めるときは、安中市景観審議会の意見を聴くものとする。

第4章 景観重要建造物等

(景観重要建造物の指定)

第19条 市長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物の指定をしようとするときは、その所有者等の同意を得るとともに、安中市景観審議会の意見を聴くものとする。

2 市長は、景観重要建造物を指定したときは、法第21条第2項の規定により、次の事項を表示する標識を設置するものとする。

(1) 指定番号及び指定の年月日

(2) 景観重要建造物の名称

3 市長は、景観重要建造物の指定をしたときは、これを公表しなければならない。

4 第1項及び第3項の規定は、景観重要建造物の指定の解除について準用する。

(景観重要建造物の管理の方法)

第20条 法第25条第2項の規定により条例で定める景観重要建造物の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) 景観重要建造物の修繕に当たっては、原則として当該建造物の修繕前の外観を変更することのないようにすること。
- (2) 消火器の設置その他防災上の措置を講ずること。
- (3) 景観重要建造物の滅失、毀損等を防ぐため、当該敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検し、規則で定める方法により、その結果を市長に報告すること。

2 市長は、前項各号に掲げるもののほか、景観重要建造物ごとに、当該景観重要建造物の良好な景観の保全のために必要な管理の方法の基準を定めることができる。

(景観重要樹木の指定)

第21条 市長は、法第28条第1項の規定により景観重要樹木の指定をしようとするときは、その所有者等の同意を得るとともに、安中市景観審議会の意見を聴くものとする。

2 市長は、景観重要樹木を指定したときは、法第30条第2項の規定により、次の事項を表示する標識を設置するものとする。

- (1) 指定番号及び指定の年月日
- (2) 景観重要樹木の樹種

3 市長は、景観重要樹木の指定をしたときは、これを公表しなければならない。

4 第1項及び第3項の規定は、景観重要樹木の指定の解除について準用する。

(景観重要樹木の管理の方法)

第22条 法第33条第2項の規定により条例で定める景観重要樹木の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) 景観重要樹木の良好な景観を保全するため、整枝、せん定その他必要な管理を行うこと。
- (2) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、病虫害の駆除その他必要な措置を講ずること。
- (3) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、当該樹木の状況を定期的に点検し、規則に定める方法により、その結果を市長に報告すること。

2 市長は、前項各号に掲げるもののほか、景観重要樹木ごとに、当該景観重要樹木の良好な景観の保全のために必要な管理の方法の基準を定めることができる。

(景観重要建造物等に係る命令又は勧告の手続)

第23条 市長は、法第23条第1項(法第32条第1項において準用する場合を含む。)の規定による命令又は法第26条若しくは法第34条の規定による命令若しくは勧告をしようとする場合において、必要があると認めるときは、安中市景観審議会の意見を聴くものとする。

第5章 地区景観推進協議会

(地区景観推進協議会の認定)

第24条 市長は、一定の地区における良好な景観の形成を図ることを目的として当該地区の市民が自主的に設置した団体で、規則で定める要件に該当するものを地区景観推進協議会(以下「協議会」という。)として認定することができる。

2 市長は、協議会が前項の要件に該当しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

第6章 表彰、助成等

(表彰)

第25条 市長は、特に良好な景観の形成に寄与していると認められる建築物、工作物その他の物件について、その所有者、設計者又は施工者を表彰することができる。

2 市長は、特に良好な景観の形成に貢献している個人又は協議会等を表彰することができる。

3 市長は、前2項に規定する表彰を行うときは、安中市景観審議会の意見を聴くものとする。

(助成等)

第26条 市長は、予算の範囲内において、良好な景観の形成に著しく寄与すると認められる事業に係る経費の一部を助成することができる。

2 市長は、良好な景観の形成に著しく寄与すると認められる行為をしようとする者に対し、技術的その他必要な援助を行うことができる。

第7章 安中市景観審議会

(設置)

第27条 良好な景観の形成を推進するため、安中市景観審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第28条 審議会は、市長の諮問に応じ、景観に関する事項を調査審議する。

- 2 審議会は、市長が法に基づく処分その他の行為をしようとする場合において求めがあったときは、その意見を述べるものとする。

(組織等)

第29条 審議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体から推薦された者
- (3) 公募した市民
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

- 3 委員の任期は3年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第30条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(事務局)

第31条 審議会の事務局は、建設部都市整備課に置く。

第8章 雑則

(委任)

第32条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(安中市景観計画策定委員会条例の廃止)

- 2 安中市景観計画策定委員会条例(平成31年安中市条例第2号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に着手している行為については、第9条から第16条までの規定は、適用しない。

別表（第11条関係）

区域	行為
都市計画区域内の国道18号沿道地区、上信越自動車道沿道地区、西毛広域幹線道路沿道地区及び旧中山道沿道地区以外の区域	高さ10メートル以下かつ建築面積500平方メートル以下の建築物の新築、改築、増築又は移転
工業専用地域	建築物の改築又は増築であつて行為に係る建築面積が1,000平方メートル以下のもの
工業専用地域以外の景観計画区域	次の各号のいずれかに該当するもの (1) 建築物の改築又は増築で行為に係る部分の床面積が10平方メートル以下のもの (2) 建築物の外観の模様替え又は色彩の変更で行為に係る部分の面積が10平方メートル以下のもの
景観計画区域	次の各号のいずれかに該当するもの (1) 柵、門、塀、擁壁に類するものの新築、改築、増築、移転、外観の模様替え又は色彩の変更で、高さ2メートル以下又は長さ50メートル以下のもの (2) 電波塔、物見塔、装飾塔に類するもの、煙突、排気塔に類するもの、高架水槽、冷却塔に類するもの、鉄筋コンクリート、金属製又は木製の柱に類するもの、電気供給又は有線電気通信に供する電線路又は空中線系（その支持物を含む。）、彫刻、記念碑に類するものの新築、改築、増築、移転、外観の模様替え又は色彩の変更で、高さ1.5メートル以下のもの

- (3) 観覧車等の遊戯施設に類するもの、アスファルトプラント等に類するもの、自動車車庫の用に供する立体的施設、駐輪場の類、石油等の貯蔵、処理施設、汚水処理施設等に類するもの又は風力発電施設の新築、改築、増築、移転、外観の模様替え又は色彩の変更で、高さ15メートル以下かつ築造面積1,000平方メートル以下のもの
- (4) 太陽光発電設備の新築、改築、増築、移転、外観の模様替え又は色彩の変更で、住宅の屋根及び敷地に設置する10kw未満のもの
- (5) 工事・イベント等に必要仮設の建築物・工作物の新築、改築、増築、移転、外観の模様替え又は色彩の変更
- (6) 工作物の改築で外観の変更を伴わないもの
- (7) 法第16条第1項第2号に規定する行為のうち、建築物と一体となって設置されるものの新築で高さ1.5メートル以下のもの又は建築物と一体となって設置されるものの改築又は増築で高さが改築前又は増築前の高さ以下のもの
- (8) 第10条第1号に規定する行為で、周囲から見通すことができない場所での集積又は貯蔵で、期間が90日を超えないもの
- (9) 土地の区画形質の変更で、次のア及びイのいずれにも該当するもの
- ア 土地の面積が1,000平方メートル以下のもの
- イ 法面の高さ5メートル以下又は長さ10メートル以下のもの
- (10) 水面下における行為

別表（第11条関係）

区域	行為
都市計画区域内の景観計画に定める国道18号沿道地区、上信越自動車道沿道地区、西毛広域幹線道路沿道地区及び旧中山道沿道地区以外の区域	高さ10メートル以下かつ建築面積500平方メートル以下の建築物の新築、改築、増築又は移転
工業専用地域	建築物の改築又は増築であつて行為に係る建築面積が1,000平方メートル以下のもの
工業専用地域以外の景観計画区域	次の各号のいずれかに該当するもの (1) 建築物の改築又は増築で行為に係る部分の床面積が10平方メートル以下のもの (2) 建築物の外観の模様替え又は色彩の変更で行為に係る部分の面積が10平方メートル以下のもの
景観計画区域	次の各号のいずれかに該当するもの (1) 柵、門、塀、擁壁に類するものの新築、改築、増築、移転、外観の模様替え又は色彩の変更で、高さ2メートル以下又は長さ50メートル以下のもの (2) 電波塔、物見塔、装飾塔に類するもの、煙突、排気塔に類するもの、高架水槽、冷却塔に類するもの、鉄筋コンクリート、金属製又は木製の柱に類するもの、電気供給又は有線電気通信に供する電線路又は空中線系（その支持物を含む。）、彫刻、記念碑に類するものの新築、改築、増築、移転、外観の模様替え又は色彩の変更で、高さ15メートル以下のもの

- (3) 観覧車等の遊戯施設に類するもの、アスファルトプラント等に類するもの、自動車車庫の用に供する立体的施設、駐輪場の類、石油等の貯蔵、処理施設、汚水処理施設等に類するもの又は風力発電施設の新築、改築、増築、移転、外観の模様替え又は色彩の変更で、高さ15メートル以下かつ築造面積1,000平方メートル以下のもの
- (4) 太陽光発電設備の新築、改築、増築、移転、外観の模様替え又は色彩の変更で、住宅の屋根及び敷地に設置する10kw未満のもの
- (5) 工事・イベント等に必要仮設の建築物・工作物の新築、改築、増築、移転、外観の模様替え又は色彩の変更
- (6) 工作物の改築で外観の変更を伴わないもの
- (7) 法第16条第1項第2号に規定する行為のうち、建築物と一体となって設置されるものの新築で高さ1.5メートル以下のもの又は建築物と一体となって設置されるものの改築又は増築で高さが改築前又は増築前の高さ以下のもの
- (8) 第10条第1号に規定する行為で、周囲から見通すことができない場所での集積又は貯蔵で、期間が90日を超えないもの
- (9) 土地の区画形質の変更で、次のア及びイのいずれにも該当するもの
- ア 土地の面積が1,000平方メートル以下のもの
- イ 法面の高さ5メートル以下又は長さ10メートル以下のもの
- (10) 水面下における行為

